

(案)

第7期上田市障がい福祉計画

第3期上田市障がい児福祉計画

目 次

第1編 第7期上田市障がい福祉計画・第3期上田市障がい児福祉計画

第1章 上田市障がい福祉計画及び上田市障がい児福祉計画について

1 策定の目的	p.4
2 計画の位置づけ	p.4
3 計画期間	p.5
4 点検と評価	p.5

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	p.6
2 障がい福祉サービスの提供体制確保に関する基本的な考え方	p.8
3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	p.8
4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	p.8

第3章 成果目標

1 福祉施設入所者の地域生活への移行	p.9
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	p.11
3 地域生活支援拠点等の充実	p.12
4 福祉施設から一般就労への移行等	p.14
5 障がい児支援の提供体制の整備等	p.17
6 相談支援体制の充実・強化等	p.19
7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 ...	p.21

第4章 障がい福祉サービス等の実施状況

1 訪問系サービス	p.22
2 日中活動系サービス	p.22
3 居住系サービス	p.23
4 相談支援事業	p.23
5 障がい児支援	p.24
6 地域生活支援事業	p.25

第5章 障がい福祉サービス等の見込量

1 訪問系サービス	p.28
2 日中活動系サービス	p.30
3 居住系サービス	p.32
4 相談支援事業	p.34
5 障がい児支援	p.36

第6章 地域生活支援事業の見込量

1 事業の概要	p.39
2 理解促進研修・啓発事業	p.40
3 自発的活動支援事業	p.41
4 相談支援事業	p.41
5 成年後見制度関係事業	p.43
6 意思疎通支援事業	p.44
7 手話奉仕員養成研修事業	p.45
8 日常生活用具給付等事業	p.46
9 移動支援事業	p.48
10 地域活動支援センター事業	p.49
11 訪問入浴サービス事業	p.50
12 日中一時支援事業	p.51
13 地域で安心して暮らすための安心生活支援事業	p.52
14 社会参加支援事業	p.53

第2編 資料編

1 諮問と答申	p.55
2 計画策定の経過	p.57
3 上田市障害者施策審議会 委員名簿	p.57

第 I 編

第 7 期 上 田 市 障 が い 福 祉 計 画

第 3 期 上 田 市 障 が い 児 福 祉 計 画

第1章 上田市障がい福祉計画及び上田市障がい児福祉計画について

1 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の目的

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画は、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるようサービス基盤整備等に係る令和8年度末の数値目標を設定するとともに、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制確保が計画的に図られるようにすることを目的としています。

また、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るとともに、サービスの質の確保、向上のための環境整備が計画的に図られることを目的としています。

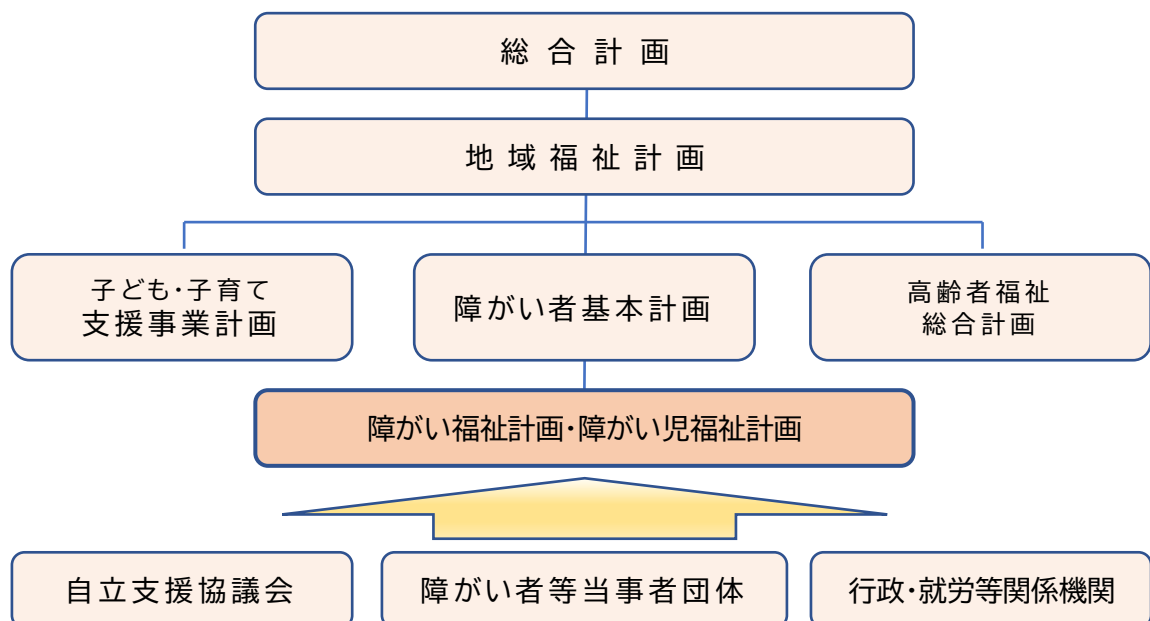
しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、感染防止のために身体接触を伴う支援や、感染症のクラスター予防のため重症化リスクが懸念される入所施設へのショートステイの受入れ自粛など、支援に様々な制約を受ける中で、当初の数値目標を達成することが困難な状況にあったことから、現状を確認した上で今後の目標を定め、計画の推進を図ります。

2 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の位置付け

「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」に位置づけられ、障がい者の日常生活や社会生活を総合的に支援するために、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する数値目標や、サービスごとの必要な見込量などを定める計画です。

「障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条第20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」に位置づけられ、障がい児支援の提供体制の確保と円滑な実施を図るための計画であり、「市町村障害福祉計画」と一体のものとして作成することができるものとされています。

上田市では、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障がい児通所支援等の円滑な実施を確保する提供体制を総合的かつ計画的に推進するため、第7期上田市障がい福祉計画と第3期上田市障がい児福祉計画を一体的に策定します。

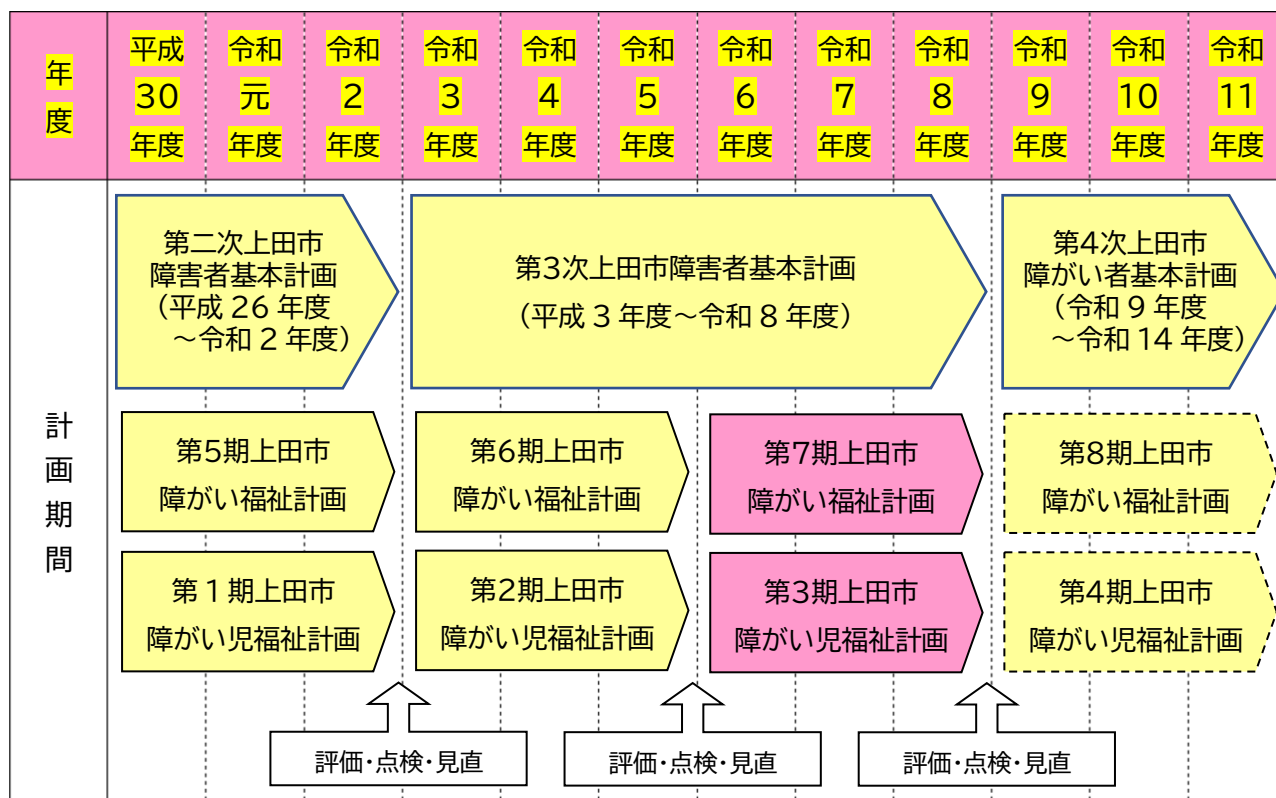


福祉施策を構成する各計画は、障がい者等で構成されている当事者団体をはじめとする関係機関との連携や協議により成り立ち、互いに連携して福祉施策の推進を図る体系となっています。「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は「障がい者基本計画」の実施計画的な位置付けであり、市の関連計画との整合性を図りながら策定しています。

3 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の期間

上田市障がい福祉計画及び上田市障がい児福祉計画は計画期間を3ヵ年とし、その計画期間における障がい福祉サービスの見込量や提供体制確保のための福祉施策について、国の基本指針に則して策定します。

策定に当たっては、第6期上田市障がい福祉計画と第2期上田市障がい児福祉計画の内容について評価・点検・見直しを行い、該当計画期間の目標数値と見込数を設定しています。



4 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の点検と評価

障がい福祉に関する計画等の評価・点検・見直しは、「上田市障害者施策審議会」において、意見を求めながら対策を講じるとともに、「自立支援協議会」における上小圏域内の施策の調整と連携を図っていきます。

また、計画策定に際しては、当事者団体をはじめ、施設機関、医療機関、教育機関、就労関係機関等と連携をとり、広く意見等を反映させながら策定します。

第2章 計画の基本的な考え方

Ⅰ 基本理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点を配慮して障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を作成します。

(1) 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するために、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が障がい福祉サービスなどの必要な支援を受けながら、本人が望む地域生活や社会生活を送ることができるように、障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がいの種別によらず、必要な人が必要な支援を受けられるように、障がい福祉サービス等を一元的に提供していきます。また、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人、難病患者が障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることについて、一層の周知を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

入所施設や精神科病院等から地域生活への移行の促進と、地域生活を継続するための支援の充実を図るとともに、障がいのある人の就労や職場定着を支援するために、サービス提供体制の整備と地域生活支援の拠点づくり、地域の社会資源の活用等を図っていきます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向け、住民団体等による法律や制度に基づかないインフォーマルな活動を支援し、障がいのある人を包摂した地域づくりに対し地域住民が主体的に取り組むための仕組みづくりを推進します。また、専門的な支援を必要としている人のために、各分野の協働を通じた総合的な支援体制の構築に向けた取り組みを計画的に推進していきます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）」が施行され、医療的ケア児及びその家族に対する施策を踏まえとともに、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることを理念として、「こども家庭庁設置法」が令和5年4月1日に施行され、障がいの有無にかかわらずの児童支援への拡充がより一層求められています。

障がい児のライフステージに沿って、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、医療的ケア児が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにするなど、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を図ります。

また、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるように、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着

障がいのある人の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者と協力して取り組みます。

(7) 障がいのある人の社会参加を支える取組定着

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）」を踏まえ、障がいのある人が文化芸術を享受鑑賞したり、創造や発表等の多様な活動に参加する機会を確保したりすることなどを通じて、障がいのある人の個性や能力の発揮を図ります。

また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号）」（読書バリアフリー法）を踏まえ、関係機関との連携を図りながら、視覚障がいのある人等の読書環境の整備を計画的に推進するとともに、「上田市手話言語の普及及び視聴覚障害者等の意思疎通手段等の利用促進に関する条例（令和2年条例第21号）」（うえだ手話言語情報コミュニケーション条例）及び、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年法律第50号）」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）、「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例（令和4年長野県条例第14号）」（障がい者共生条例）などを踏まえながら、障がいのある方の社会参加の促進を図ります。

2 障がい福祉サービスの提供体制確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、Ⅰの基本理念を踏まえ、下記の点に配慮して目標を設定し、計画的な整備を行います。

- ① 必要とされる訪問系サービスの充実
- ② 障がいのある人等への希望する日中活動系サービスの充実
- ③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤ 障がい児が身近な地域で暮らし成長できる支援の充実
- ⑥ 強度行動障がいや高次脳機能障がいのある人などに対する支援体制の充実
- ⑦ 依存症対策の推進

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

相談支援の提供体制の確保に当たっては、Ⅰの基本理念を踏まえ、下記の点に配慮して目標を設定し、計画的な整備を行います。

- ① 相談支援体制の充実・強化
- ② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ③ 発達障がいのある人等に対する支援
- ④ 協議会の活性化

4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児支援の提供体制の確保に当たっては、Ⅰの基本理念を踏まえ、下記の点に配慮して目標を設定し、計画的な整備を行います。

- ① 地域支援体制の構築
- ② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- ④ 特別な支援が必要な障がい児への支援体制の整備
 - ア 重症心身障がい児及び医療的ケア児への支援体制の充実
 - イ 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児への支援体制の充実
 - ウ 虐待を受けた障がい児への支援体制の整備
- ⑤ 障がい児相談支援の提供体制の確保

第3章 成果目標

【成果目標1】福祉施設入所者の地域生活への移行

障がいのある人の地域生活への移行を進める観点から、福祉施設入所者の自宅や公営住宅等の一般住宅、グループホーム等へ移行する人数を見込み、令和8年度末における地域移行目標者数を設定します。

1 第6期計画の評価

【実績】※合計は、計画対象年度である令和3年度から令和5年度までの合計。

※令和5年度の値は、上半期実績に基づく推計値。

項目\年度	R元	R2	R3	R4	R5※	合計※
前年度末施設入所者数	208	199	195	207	206	
退所者数	19	8	9	11	6	26
うち、地域移行者数	7	1	0	1	0	1
新規入所者数	10	13	12	10	14	36
当年度末入所者数	199	204	207	206	214	

項目	第6期目標値	成果(推計含む)	評価
地域生活移行者数	R3からR5までの 累計13人	累計1人(R4時点) 累計1人(R5時点)	達成率15% 達成率15%
福祉施設入所者数 (減少を評価)	R元と比較して -2人	7人増(R4時点) 15人増(R5時点)	未達成 未達成

直近の施設入所の現状では、これまで両親を中心とした家族からの支援を受けながら在宅での生活を継続していた重度の障害のある人において、両親の高齢化により生活支援が困難になることで、入所に切り替わる事例が、施設での入院や死亡による退所を上回る傾向にあり、施設入所待ちとなる待機者数も高止まりの傾向にあります。

また、移行先となる地域でも、在宅生活での身体介護や家事支援など行う福祉サービスの提供等の社会資源など、重い障害のある方が在宅で生活するためのサービス提供の確保が十分な状況ではありません。

県内では老朽化に伴い閉鎖される入所施設はありましたが、近年は新設される入所施設がなく、県全体での施設入所者数は減少傾向にあります。

2 第7期計画の目標値

項 目	数 値	備 考
基準となる施設入所者数	206 人	令和4年度末現在の全施設入所者数
令和8年度までの累計 地域生活移行 目標者数	13 人	基準人数の6% (国の指針準拠)
令和8年度時点の 施設入所者の減少目標者数	2 人	基準人数の1%削減(※)

(※) 多くの入所待機者がいる中で大幅な施設入所の支給決定者数を減らすことは困難であることから、令和4年度末の施設入所者数の微減を目標とします。(国の指針は基準人数の5.0%削減)

3 活動指標(検証項目)

(1) 地域生活移行 目標者数

年度	R4	R5	R6	R7	R8	備考
移行者数	1 人	3 人	3 人	3 人	3 人	地域移行者の割合 (13 人/206 人)
累計	年度末時点		R5+R6	R5+R6+R7	R5+R6+R7+R8	6.3%
	206 人		6 人	9 人	13 人	

(2) 施設入所者の減少目標者数

年度	R4	R5	R6	R7	R8	備考
支給 決定者数	206 人	206 人	205 人	205 人	204 人	削減数の割合 (2 人/206 人)
算定					R4-R8	1%
					2 人	

4 推進に向けた施策

- ・介護保険に係る関係者への情報提供等を実施し、高齢化が進む障がいのある人の対応の協議を進めるとともに、地域包括ケアシステムとの連携を図ります。
- ・宿泊型自立訓練等福祉サービスを活用し地域生活への移行を推進します。
- ・地域相談支援事業を活用し、スムーズかつ安心できる移行支援を実施します。
- ・身近な地域で安心して生活できるように、自立生活援助の活用を図ります。
- ・障がい福祉サービス事業の体験利用等の活用を図ります。
- ・サテライト型グループホーム等の計画的な基盤整備を実施します。
- ・自立支援協議会「地域移行部会」等において関係機関との連携を図ります。

【成果目標2】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や身近な地域の援助者による努力だけでは限界があることから、自治体を中心とした関係機関による一体的な取組の推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。

これを踏まえ、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、地域での保健、医療、福祉、及び将来的には教育機関等の関係者による協議を実施することを目標とします。

1 第6期計画の評価

R3	R4	R5	評価
地域包括ケアシステムの構築に向けた課題の共有と検討の実施	地域包括ケアシステムの構築に向けた課題の共有と検討の実施	地域包括ケアシステムの構築に向けた課題の共有と検討の実施	一部達成

現在のところ、地域包括支援センターと定期的に課題の共有と検討を行う会議を開催し、高齢分野と障がい分野の連携を進めておりますが、保健、医療の関係者を含めた検討ができておらず、システム構築に向けた保健、医療、福祉等の関係者による協議の場の設置が必要である。

2 第7期計画の目標値

R6	R7	R8
地域包括ケアシステムの構築に向けた課題の共有と検討の実施	地域包括ケアシステムの構築に向けた課題の共有と検討の実施	地域包括ケアシステムの構築に向けた課題の共有と検討の実施

保健、医療、福祉等の関係者による課題の共有と検討を行う協議の場を設置し、将来的には教育機関など、児童支援も含めた地域包括ケアシステムの構築を目標とします。

3 活動指標（検証項目）

項目			R6	R7	R8
保健・医療・福祉関係者による協議の開催回数			3 人	3 人	
保健・医療・福祉 関係者による協議 の参加者数	関係 機関	保健	3 人	3 人	
		医療（精神科）	3 人	3 人	
		福祉	4 人	4 人	
		介護	4 人	4 人	
		当事者	1 人	1 人	
		家族	1 人	1 人	
		その他	1 人	1 人	
保健・医療・福祉関係者によ る目標設定及び評価		目標設定	課題共有 と検討	課題共有 と検討	課題共有 と検討
		評価の実施回数	1 回	1 回	

【成果目標3】 地域生活支援拠点等の充実

障がいのある人が安心して地域で生活できるように、①身近な相談支援体制の整備、②一人暮らしやグループホームを体験する機会の場合、③緊急時の受け入れ、④医療的ケア、行動障がい支援等の専門的な対応を必要とする者への支援、⑤コーディネーターの配置等による地域の体制づくりの5つの機能強化を図ることにより、住まいを中心とした在宅生活を支援することが求められています。

上小圏域では、多くの法人や多様な事業所のネットワークにより、平成29年4月には、地域生活支援拠点整備の一環として、在宅で暮らす障がいのある人が、家族の入院等により介助を受けられなくなる等の緊急時に、短期受け入れ先を確保する「緊急ショートステイ事業」の運用が始まりました。

現在、6つの輪番法人により「緊急ショートステイ事業」を実施する地域生活支援拠点が設置・運用されています。

地域生活支援拠点の機能を充実させるため、地域定着支援台帳の整備や地域定着支援の利用促進、自立生活援助の利用促進、重症心身障がい児や医療的ケアの必要な障がい児等に対応できる体制、障がい児の相談支援体制の強化等について、関係機関とともに取り組みます。

また、コーディネーター的な役割を含めた支援体制、および緊急時の連絡体制の充実に努め、強度行動障害を有する者に関し、圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の充実に努めます。

1 第6期計画の評価

項目	R3	R4	R5	評価
地域生活支援拠点等の数(※)	1か所	1か所	1か所	達成
運用状況の検証及び検討の回数(回/年)	3回	3回	3回	100%

※上小圏域の市町村と共同で面的整備を継続。

2 第7期計画の目標値

R6	R7	R8
地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の評価検証及び検討 年3回以上	地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の評価検証及び検討 年3回以上	地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の評価検証及び検討 年3回以上

3 活動指標

(1) 地域生活拠点の整備

項目	R6	R7	R8
地域生活支援拠点等の数	1か所	1か所	1か所
コーディネーターの配置 (※)	実施	実施	実施
運用状況の検証及び検討 の回数(回/年)	3回	3回	3回

※コーディネーター配置の取り組みは、運営委員会がその機能を果たしています。

(2) 行動障がい有者への支援体制の整備

項目		R6	R7	R8
強度行動障害を有する 者への支援ニーズの把握 と支援体制の整備	ニーズの把握と支援 体制の有無	検討	分析試行	実施
	実施の体制	自立支援協議会 において検討	自立支援協議会 において検討	自立支援協議会 において検討

強度行動障害について、直接的な他害（噛み付き、頭突き等）や、間接的な他害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が「通常考えられない頻度と形式で出現している状態」であり、家庭での養育努力があっても著しい処遇困難が持続している状態といわれています。

【成果目標4】福祉施設から一般就労への移行等

障がいのある人の自立生活の観点から、ハローワーク等の関係機関と連携を図り、福祉施設から一般就労へ移行する人数を見込み、令和5年度末における一般就労移行目標者数を設定します。

I 第6期計画の評価

【実績】※合計は、計画対象年度である令和3年度から令和5年度までの合計。

※令和5年度の値は、上半期実績に基づく推計値。

年度	R元	R2	R3	R4	R5※	合計※
福祉施設利用者数	1,170人	1,045人	1,082人	1,086人	1,073人	
うち、就労移行支援事業所利用者数	68人	52人	57人	59人	64人	
一般就労移行者数	24人	15人	28人	23人	24人	75人
うち、就労移行支援事業所利用者数	11人	9人	16人	9人	12人	37人

「福祉施設」：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を提供する施設

項目	第6期目標値	成果(推計含む)	評価
一般就労移行者数	単年度 33人	R4 23人 R5 24人	達成率 70% 達成率 72%
就労移行支援事業利用者数	単年度 15人	R4 59人 R5 64人	達成率 393% 達成率 427%
障がい者就労施設等からの物品等調達額	10,000千円	R4 7,508千円 R5 14,140千円	達成率 75% 達成率 141%

福祉施設利用者数の実績について、平成28年は1,089人、平成29年は1,123人と増加傾向にありましたが、感染症の影響によるものか、令和2年度に落ち込む傾向にありました。

その後、利用者数は戻りつつありますが、今後も社会情勢と雇用状況等を鑑みながら、継続して関係機関と連携した就労移行への取り組みを図る事が必要です。

2 第7期計画の目標値

(1) 福祉施設からの一般就労への移行

基準項目(令和3年度実績)	数 値	備 考
基準となる一般就労移行実績人数	28 人	国の基準は令和3年度の実績を基準として目標を定めるもの。
うち、就労移行支援利用者数	16 人	
うち、就労継続支援(A型)利用者数	8 人	
うち、就労継続支援(B型)利用者数	4 人	
うち、生活介護及び自立訓練の利用者数	0 人	

目標項目	数 値	備 考
令和8年度中の一般就労移行目標者数	39 人	目標は基準人数の1.28倍以上
うち、就労移行支援利用者数	21 人	目標は基準人数の1.31倍以上
うち、就労継続支援(A型)利用者数	11 人	目標は基準人数の1.29倍以上
うち、就労継続支援(B型)利用者数	6 人	目標は基準人数の1.28倍以上
うち、生活介護及び自立訓練の利用者数	1 人	目標のための指針なし

(2) 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合

目標項目	数 値	備 考
就労移行支援事業利用終了者の一般就労する割合が半数以上	就労移行支援事業者のうち半数以上が達成	国の指針によるもの。

(3) 福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援の利用者

目標項目	数 値	備 考
令和3年度の就労定着支援事業利用者数 12 人	17 人	国の指針は、令和3年度の就労定着支援事業の利用者数の1.41倍を目標として定めるもの。

(4) 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合

目標項目	数 値	備 考
就労移行支援事業利用終了者のうち就労定着率が7割以上	就労移行支援事業者のうち25%以上が達成	国の指針によるもの。

(5) 障がい者就労施設等からの物品等の調達

項 目	数 値	備 考
基準となる調達額	7,508 千円	令和4年度実績額
令和8年度の調達目標額(※)	10,000 千円	第3次上田市障がい者基本計画のとおり10,000千円を目標とした。

※県内でも高水準の目標額であるため、据え置きの目標額としました。

3 活動指標（検証項目）

年度	R3 (F)	R4	R5	R6	R7	R8 (G)	伸び率 (G)/(F)
①～④合計	28人	23人	30人	32人	35人	39人	1.39倍
各項目の実 績及び見込 み	①就労移行支援から						
	16人	9人	17人	18人	19人	21人	1.31倍
	②就労継続支援A型から						
	8人	7人	8人	9人	10人	11人	1.38倍
	③就労継続支援B型から						
	4人	7人	4人	4人	5人	6人	1.50倍
	④生活介護・自立訓練（生活訓練/機能訓練）から						
	0人	0人	1人	1人	1人	1人	-

4 推進に向けた施策

- ・障がい福祉サービスの就労移行支援及び就労継続支援の利用促進、早期のモニタリングによるコミュニケーション能力の向上、技術の向上、工賃収入による就労意欲の向上等を目指します。
- ・就労するうえで必要となる能力向上のため、今後導入が予定されている、就労選択支援事業を踏まえて、就労アセスメントを実施するとともに、個別支援計画に反映させます。
- ・トライアル雇用、ジョブコーチ等の事業を活用し、スムーズな就労移行と安定した就業生活を維持することを目指します。
- ・自立支援協議会の「就労専門部会」等において、関係機関との連携を図り、雇用体制の課題と対策について協議し、障がいのある人の雇用促進のための体制整備を図ります。
- ・離職者や特別支援学校卒業者に対する就職の支援、障がいのある人に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ります。
- ・障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成し、障がい者就労施設等の受注機会の拡大について取組みます。
- ・就労後も自立した生活が維持できるよう、近隣市町村との連携に努めながら障がい福祉サービスの就労定着支援の基盤を整備し、生活面の課題解決（生活リズム、家計や体調管理など）に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
- ・大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用を促進します。
- ・就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進及び障がいのある高齢者に対する就労継続支援B型事業等による支援の実施等を推進します。
- ・社会情勢の変化から、認知度が少しずつ広がり始めた在宅ワークの対応について、本人の適性を確認しながら、適切な導入が図れるよう推進します。
- ・重度障がい者に対する就労支援として、雇用施策と連携し通勤や職場等での支援を行い、就労機会の拡大を図ります。

【成果目標5】 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児については、教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、障がい児通所支援の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

そのための方策として、地域支援体制の構築、関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進、医療的ケア児等の特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備、障がい児相談支援の提供体制の確保などが考えられます。

そこで、障がい児支援の提供体制の整備等について、次の目標を定めます。

1 第6期計画の評価

項目\年度	R3	R4	R5	評価
医療的ケア児 コーディネーターの配置数	2人	3人	3人	達成

2 児童発達支援センターの機能強化及び保育所等訪問支援を利用できる体制の強化

上田市には、児童発達支援センターが2か所あり、児童発達支援や保育所等訪問支援、及び、居宅訪問型児童発達支援等の重層的な地域支援体制が構築されています。障がい児及びその家族のニーズに応えられるよう、保健、医療、保育、教育等の関係機関との連携を図り、児童発達支援センターの機能を更に強化しサービスを充実させることを目標とします。

R6	R7	R8
既存事業所におけるサービスの充実及び機能強化	既存事業所におけるサービスの充実及び機能強化	既存事業所におけるサービスの充実及び機能強化

3 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所

及び放課後等デイサービス事業所の拡充

医療的ケア児及び重症心身障がい児を支援する、児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所を拡充し、医療的ケア児等の支援体制の充実を目指します。

また、市が指定管理委託している「上田市つむぎの家」の指定管理者と協議検討を行い、引き続き児童発達支援や放課後等デイサービスの充実を目指します。

R6	R7	R8
医療的ケア児及び重症心身障がい児を支援する事業所の拡充及び「上田市つむぎの家」のサービスの充実	医療的ケア児及び重症心身障がい児を支援する事業所の拡充及び「上田市つむぎの家」のサービスの充実	医療的ケア児及び重症心身障がい児を支援する事業所の拡充及び「上田市つむぎの家」のサービスの充実

4 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築整備

項目		R6	R7	R8
障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築整備	体制の有無	あり	あり	あり
	実施の体制	あり	あり	あり

【成果目標6】 相談支援体制の充実・強化等

障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。また、相談支援事業者等は、障がいのある人やその家族等が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげるなど、行政機関その他関係機関との連携に努める必要があります。

また、人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言、障がい福祉サービスや地域生活支援等の社会的基盤整備の実情を的確に把握し、特定相談支援事業所の充実を図るため、必要な施策を確保していかなければなりません。これらの取組を効果的に進めるため、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターにおいて、指導的役割を担う人材を計画的に確保するとともに、その機能を有効に活用することが重要となっています。

そこで、改めて地域における相談支援体制の検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援、専門的な指導・助言、人材育成等の機能の強化・充実を図るため、次の取り組みを進めます。

また、圏域にて開催する協議会における個別事例の検討を通じた、地域サービス基盤の改善などを図るとともに、複合的な課題への対応が高まっている状況に対し、地域の様々な分野との連携強化として、地域の医療機関、地域包括支援センター、民生委員・児童委員との連携強化を推進します。

(1) 総合的・専門的な相談支援の実施**(2) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化**

- ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言
- ・地域の相談支援事業者の人材育成支援
- ・地域の相談機関との連携強化の取組の実施
- ・個別事例の支援内容の検証の実施
- ・主任相談支援専門員の配置数
- ・医療機関、地域包括支援センター、民生委員・児童委員との連携強化

(3) 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

- ・協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施数及び参画事業者・機関数
- ・協議会の専門部会の設置数及び実施回数

I 第6期計画の評価 【現状集計中となります】

項目	R元	R2	R3	R4	R5
総合的・専門的な相談支援の実施	実施 (714件)	実施 (●件)	実施 (●件)	実施 (●件)	実施 (●件)
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の回数	86回	●回	●回	●回	●回
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	210件	●件	●件	●件	●件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込み	6回	●回	●回	●回	●回
主任相談支援専門員の配置人数	0人	●人	●人	●人	●人

実績数は社会保障審議会などで示されていた検討項目を試行的に実施したもの。

()内は、総合的・専門的な相談件数

2 活動指標(検証項目)

(1) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

項目	R6	R7	R8
総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施	実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の回数	76回	76回	76回
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	3件	3件	3件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込み	3回	3回	3回
個別事例の支援内容の検証回数	70回	70回	70回
主任相談支援専門員の配置人数	基幹6、地域5	基幹6、地域5	基幹6、地域5

()内は、総合的・専門的な相談件数

(2) 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

項目	R6	R7	R8
相談事業所の参画による事例検討実施数	14回	14回	14回
参加事業者数・機関数	98	98	98
協議会の専門部会の設置数	7部会	7部会	7部会
協議会の専門部会の実施回数	35回	35回	35回

()内は、総合的・専門的な相談件数

【成果目標7】 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そのため、市職員においても、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がいのある人が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行う必要があります。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することも必要です。

そこで、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、サービス提供事業所を指導監査する立場にある職員のスキルアップや、障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果を活用した事業所の運営適正化の取組み、事業所に対する実地指導の結果について県と市町村との情報共有など、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築を目指します。

Ⅰ 第6期計画の評価

都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数	項目	R3	R4	R5
	目標	30人	30人	30人
	実績	3人	5人	13人
	達成率	10%	17%	43%

項目	R3	R4	R5
審査結果の分析と結果を共有し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	年1回	年1回	年1回
実施回数	未実施	未実施	

各種研修や説明会について、コロナウイルス感染症の影響により開催等ができず、成果目標を達成できませんでした。今後は、オンライン方式などの手法を用いた情報提供や指導方法の検討を進めます。

2 活動指標（検証項目）

（1）障害福祉サービス等に係る各種研修の共有

項目	R6	R7	R8
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数	30人	30人	30人

第4章 障がい福祉サービス等の実施状況

数値は、年間延数を12で除した値。

「人分」とは、一月あたりの利用人数をいいます。

「時間分」とは、一月あたりのサービス提供時間総数をいいます。

「人日分」とは、一月あたりの利用総日数をいいます。

1 訪問系サービス

単位（利用時間：時間）（利用者数：人）

サービス名	内容	R元	R2	R3		R4		R5	
		実績	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
居宅介護	利用時間	3,100	3,213	3,737	3,181	3,929	3,391	4,132	
	利用者数	224	203	223	197	235	221	247	
重度訪問介護	利用時間	799	758	800	1,324	800	1,787	800	
	利用者数	3	2	3	3	3	4	3	
同行援護	利用時間	174	149	245	133	264	114	285	
	利用者数	10	11	13	11	14	11	15	
行動援護	利用時間	1,383	1,306	1,407	1,336	1,426	1,268	1,445	
	利用者数	26	26	27	23	27	23	27	
重度障害者等 包括支援	利用時間	1,112	1,190	1,368	1,430	1,459	1,520	1,557	
	利用者数	6	6	7	6	8	6	8	

2 日中活動系サービス

単位（利用日数：人日分）（利用者数：人）

サービス名	内容	R元	R2	R3		R4		R5	
		実績	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
生活介護	利用日数	8,726	8,989	8,977	9,043	9,114	8,981	9,254	
	利用者数	445	458	458	458	465	457	472	
自立訓練 （機能訓練）	利用日数	35	14	69	19	82	9	97	
	利用者数	2	1	4	1	5	1	6	
自立訓練 （生活訓練）	利用日数	444	506	471	327	485	410	500	
	利用者数	25	26	27	18	28	25	29	

第7期上田市障がい福祉計画・第3期上田市障がい児福祉計画

第4章 障がい福祉サービス等の実施状況

単位（利用日数：人日分）（利用者数：人）

サービス名	内容	R元	R2	R3		R4		R5	
		実績	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
就労移行支援	利用日数	497	563	600	491	636	638	674	
	利用者数	29	32	37	29	39	37	42	
就労継続支援 (A型)	利用日数	474	662	499	927	500	1,026	501	
	利用者数	24	36	25	49	25	55	25	
就労継続支援 (B型)	利用日数	7,342	6,953	7,370	7,347	7,634	7,386	7,920	
	利用者数	450	415	452	432	469	440	486	
就労定着支援	利用者数	7	4	13	6	14	11	15	
療養介護	利用者数	32	33	34	34	35	33	35	
短期入所 (福祉型)	利用日数	496	278	598	203	643	172	690	
	利用者数	69	27	84	25	90	17	96	
短期入所 (医療型)	利用日数	27	27	48	27	56	33	67	
	利用者数	4	3	10	4	12	5	14	

3 居住系サービス

単位（利用者数：人）

サービス名	内容	R元	R2	R3		R4		R5	
		実績	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
自立生活援助	利用者数	7	8	8	7	8	8	9	
共同生活援助	利用者数	184	190	212	201	216	202	220	
施設入所支援	利用者数	197	194	209	194	208	193	207	

4 相談支援事業

単位（利用者数：人）

サービス名	内容	R元	R2	R3		R4		R5	
		実績	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
計画相談支援	利用者数	356	403	378	430	389	456	400	
地域移行支援	利用者数	2	2	4	3	5	3	5	
地域定着支援	利用者数	86	112	198	127	244	136	300	

5 障がい児支援

単位（利用日数：人日分）（利用児数：人）

サービス名	内容	R元	R2	R3		R4		R5	
		実績	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
児童発達支援	利用日数	1,068	977	1,101	975	1,117	1,018	1,134	
	利用児数	69	67	72	69	73	80	74	
医療型 児童発達支援	利用日数	39	34	47	58	57	57	69	
	利用児数	3	3	4	7	4	6	5	
放課後等 デイサービス	利用日数	1,309	1,486	1,336	1,733	1,402	2,016	1,472	
	利用児数	164	181	164	219	172	259	180	
保育所等 訪問支援	利用日数	4	3	4	3	5	2	5	
	利用児数	4	3	4	3	5	2	5	
居宅訪問型	利用日数	0	0	1	0	2	0	3	
児童発達支援	利用児数	0	0	1	0	2	0	3	
福祉型 児童入所支援	利用児数	0	0	1	0	1	0	1	
医療型 児童入所支援	利用児数	4	8	5	9	5	1	6	
障害児相談支援	利用児数	69	89	73	106	77	110	82	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	配置人数 (人)			3	0	3	3	3	

6 地域生活支援事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

事業名等	区分	R元	R2	R3	R4	R5
理解促進研修・啓発事業	見込み	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施	実施	

(2) 自発的活動支援事業

事業名等	区分	R元	R2	R3	R4	R5
自発的活動支援事業	見込み	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施	実施	

(3) 相談支援事業

事業名等	区分	R元	R2	R3	R4	R5
障害者相談支援事業	見込み	22	23	25	26	27
	実績	24	25	29	30	
基幹相談支援センター	見込み	設置	設置	設置	設置	設置
	実績	設置	設置	設置	設置	
基幹相談支援センター等 機能強化事業	見込み	実施	実施	設置	設置	設置
	実績	実施	設置	設置	設置	

(4) 成年後見制度利用支援事業

事業名等	区分	R元	R2	R3	R4	R5
成年後見制度 利用支援事業	見込み	3	3	4	5	6
	実績	2	2	2	3	

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

事業名等	区分	R元	R2	R3	R4	R5
成年後見制度 法人後見支援事業	見込み	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施	実施	

(6) 市民後見人養成講座

事業名等	区分	R元	R2	R3	R4	R5
市民後見人養成講座 (※講演会)	見込み	20	20	200	200	200
	実績	162	未実施	30	未実施	

(7) 意思疎通支援事業

事業名等(単位)	区分	R元	R2	R3	R4	R5
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	見込み	187	197	260	270	280
	実績	286	254	310	350	
手話通訳者設置事業	見込み	1	1	2	2	2
	実績	1	1	1	2	

(8) 日常生活用具給付等事業

事業名等(単位)	区分	R元	R2	R3	R4	R5
介護・訓練支援用具 (給付件数：件)	見込み	8	8	10	10	10
	実績	4	8	4	10	
自立生活支援用具 (給付件数：件)	見込み	11	11	30	30	30
	実績	28	13	15	13	
在宅療養等支援用具 (給付件数：件)	見込み	40	40	50	50	50
	実績	48	56	61	69	
情報・意思疎通支援用具 (給付件数：件)	見込み	19	19	20	20	20
	実績	15	11	17	15	
排泄管理支援用具 (給付件数：件)	見込み	3,650	3,700	3,700	3,700	3,700
	実績	3,676	3,871	4,176	4,085	
住宅改修費 (給付件数：件)	見込み	2	2	3	3	3
	実績	3	1	2	4	

(9) 移動支援事業

事業名等(単位)	区分	R元	R2	R3	R4	R5
利用者数(人)	見込み	233	236	200	200	200
	実績	198	174	169	152	
利用時間数(時間)	見込み	44,043	45,666	33,000	33,000	33,000
	実績	33,236	30,152	25,693	25,299	

(10) 手話奉仕員養成研修事業

事業名等（単位）	区分	R元	R2	R3	R4	R5
修了見込み者数（人）	見込み	8	10	10	12	14
	実績	3	2	2	2	

(11) 地域活動支援センター機能強化事業

事業名等	区分	R元	R2	R3	R4	R5
実施箇所数（か所）	見込み	5	5	3	3	3
	実績	5	4	3	3	
実利用者数（人）	見込み	265	270	180	180	180
	実績	286	181	182	132	

(12) 地域生活支援事業（任意事業）

事業名等	区分（単位）		R元	R2	R3	R4	R5
訪問入浴サービス	実施箇所数 （か所）	見込み	1	2	2	2	2
		実績	2	2	2	2	
	実利用者数 （人）	見込み	15	16	15	16	17
		実績	14	17	15	18	
日中一時支援	実利用者数 （人）	見込み	90	90	65	65	65
		実績	65	61	60	48	
	利用時間数 （時間/月）	見込み	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
		実績	984	740	727	736	
地域移行のための 安心生活支援	実施の有無	見込み	実施	実施	実施	実施	実施
		実績	実施	実施	実施	実施	
レクリエーション 活動等支援	実施回数 （回/年）	見込み	1	1	1	1	1
		実績	1	1	0	1	
芸術文化活動振興	実施回数 （回/年）	見込み	1	1	1	1	1
		実績	1	1	0	1	
点字・声の広報等 発行事業	利用者数 （人）	見込み	90	90	90	90	90
		実績	84	83	69	55	
奉仕員養成研修	受講者数 （人）	見込み	5	5	5	5	5
		実績	7	5	7	2	

第5章 障がい福祉サービス等の見込量

数値は、年間延数を12で除した値。

「人分」とは、一月あたりの利用人数をいいます。

「時間分」とは、一月あたりのサービス提供時間総数をいいます。

「人日分」とは、一月あたりの利用総日数をいいます。

1 訪問系サービス

(1) サービスの概要

サービス名	サービス内容	対象者
居宅介護	自宅にヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事の介護等を行う。	区分1以上の方
重度訪問介護	重度の肢体不自由者・知的障がい者及び精神障がい者で、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴・排泄・食事の介護・外出時における移動支援などを総合的に行う。	区分4以上の方 ※他に要件あり
同行援護	重度の視覚障がい者の外出時における必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排泄、食事等の援助を行う。	「同行援護アセスメント調査票」等により、基準を満たす方 ※他に要件あり
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援・外出支援を行う。	区分3以上の知的・精神障がい者の方 ※他に要件あり
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。	区分6で意思疎通に著しい困難を有する方 ※他に要件あり

※区分とは、障害支援区分を指します。

(2) サービスの見込量

居宅介護・行動援護については、新規の手帳取得者の伸びと地域生活への移行を推進することを考慮すると、今後も需要が高くなることが予想されます。また、重度障がい者の地域生活への移行や、重い障害があっても福祉サービスを利用しながら家族との生活の継続を希望する事案などを考慮すると、重度障害者等包括支援についても増加すると予想されます。

(年間合計を12で除した1ヶ月当たりの見込量)

サービス名	見込むもの	実績	見込量		
		R4	R6	R7	R8
居宅介護	利用時間(時間)	3,391	3,486	3,584	3,684
	利用者数(人)	221	231	241	252
重度訪問介護	利用時間(時間)	1,787	2,767	4,284	6,632
	利用者数(人)	4	6	8	12
同行援護	利用時間(時間)	114	135	161	191
	利用者数(人)	11	13	15	17
行動援護	利用時間(時間)	1,268	1,287	1,306	1,325
	利用者数(人)	23	23	24	24
重度障害者等 包括支援	利用時間(時間)	1,520	1,520	1,520	1,520
	利用者数(人)	6	6	6	6

(3) サービス確保の施策

障がい者が、住みなれた地域や家庭で安心して暮らすため、訪問系サービスは、重要なサービスとして位置づけられ、今後もより一層必要性が増すサービスであるため、以下の点により利用の促進及び障がい福祉サービスの資質向上を図ります。

- ・ 安定的にサービスの提供ができるように、指定事業所の確保と、一定の障がいに特化しない統一的なサービスの提供体制の充実を図ります。
- ・ サービス提供の適正化を図り、かつ、きめ細かいサービスの提供を行うため、計画相談支援事業を活用し、適正・適切な支給量を定期的に検証し、自立支援策の向上を図ります。
- ・ サービス提供の一元化が図れるよう助言、指導を進めます。
- ・ 自立支援協議会をはじめとする関係機関と連携を密にし、上小圏域として必要な社会資源の整備を推進します。

2 日中活動系サービス

(I) サービスの概要

サービス名	サービス内容	対象者
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間の入浴・排泄・食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する。	区分 3 以上の方 (入所を伴う場合 4 以上) 50 歳以上は区分 2 以上 (入所を伴う場合 3 以上)
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等を行う。	希望する方 (認定調査は必須)
就労移行支援	就労を希望する人に生産活動、その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練等を行う。	65 歳未満の希望する方 (認定調査は必須) ※利用期間上限あり
就労継続支援	一般企業等に雇用されることが困難な人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動のための活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力向上のために必要な訓練等を行う。	A 型: 65 歳未満 B 型: 雇用に結びつかない方 (認定調査は必須)
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う。	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、環境変化により生活面の課題が生じている方
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練・療養上の管理・看護・介護及び日常生活の支援を行う。	区分 6 の方で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方。 筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者で区分 5 以上の方。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴・排泄・食事の介護等を行う。	区分 1 以上の方

(2) サービスの見込量

市民意向調査から、就労に向けての訓練は利用したいサービスとして希望が多く、福祉施設からの一般就労を推進する考えからも増加が予想されます。

また、令和6年度以降に障がいを持つ人が自身のスキルや適性、希望に合う就労先につなげることを目的とした、就労選択支援（仮称）サービスの導入が予定されています。

就労後の生活面の課題に対応するためのサービスである「就労定着支援」は就労定着に資するものとして利用を促進していく方向であるため、増加が見込まれます。

短期入所など、感染症対策のため利用が減少したサービスは、今後、以前の利用量に戻るものと予想されます。

（年間合計を12で除した1ヶ月当たりの見込量）

サービス名	見込むもの	実績	見込量			
		R4	R6	R7	R8	
生活介護	利用日数(人日分)	8,981	9,159	9,340	9,525	
	利用者数(人)	457	466	475	485	
自立訓練 (機能訓練)	利用日数(人日分)	9	13	19	27	
	利用者数(人)	1	1	2	3	
自立訓練 (生活訓練)	利用日数(人日分)	410	427	444	462	
	利用者数(人)	25	26	28	29	
就労移行支援	利用日数(人日分)	638	693	752	817	
	利用者数(人)	37	41	44	49	
就労継続支援 (A型)	利用日数(人日分)	1,026	1,286	1,613	2,022	
	利用者数(人)	55	68	84	104	
就労継続支援 (B型)	利用日数(人日分)	7,386	7,615	7,851	8,094	
	利用者数(人)	440	454	467	481	
就労定着支援	利用者数(人)	11	18	32	55	
療養介護	利用者数(人)	33	32	32	32	
短期入所(福祉型)	利用日数(人日分)	172	192	215	240	
	利用者数(人)	17	19	21	23	
短期入所(医療型)	利用日数(人日分)	33	37	41	45	
	利用者数(人)	5	7	9	11	

(3) サービス確保の施策

日中活動系サービスについては、障がい者の状況に応じた介護や身近な地域における日中活動の場として重要な位置づけであり、自立や社会復帰を目指す上での就労訓練など、住みなれた地域や家庭で自立し、安定した生活を送るためのサービスが提供されています。今後は、以下の点により利用の促進及び障がい福祉サービスの資質向上を図ります。

- ・ 就労支援については、関係機関の連携を強化し、福祉就労や一般企業への採用枠の確保等、障がい者の就労が円滑に進むよう基盤体制の整備に努めます。
- ・ 一般就労へ結びつけるため、就労アセスメントを行い適切なサービス提供により支援をしつつ、就労が困難な障がい者においては、個人の適性に合わせた日中活動の場が提供できるよう調整します。
- ・ 特別支援学校卒業生等の若年層における就労先や日中活動の場を確保するため、学校、ハローワーク、上小圏域障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所との連携を図り、早期段階から適切な対応を進めます。
- ・ 自立支援協議会をはじめとする関係機関と連携を密にし、上小圏域として必要な社会資源の整備を推進します。
- ・ 日中活動系サービス等の通所者に対して、意欲の向上と経済的負担の軽減策として、市独自の通所費補助を行います。
- ・ 令和6年度以降に導入が予定されている、障がいを持つ人の能力や希望に応じて適切な就労につなげることを目的とした、就労選択支援（仮称）サービスの利用を考慮しながら、適切な支援に努めます。

3 居住系サービス

(1) サービスの概要

サービス名	サービス内容	対象者
自立生活援助	定期的な巡回訪問や随時対応を一定期間行う。	施設入所やグループホーム等から一人暮らし等を希望し移行した方
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助や介護を行う。	区分1の方等 (認定調査は必須)
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護等を行う。	区分4以上の方 (50歳以上は区分3以上)

(2) サービスの見込量

施設入所者の地域生活の移行及び退院可能な精神障がい者の地域生活移行を考慮すると、サテライト型を含め共同生活援助の需要は、今後も増加が予想されます。

また、安心して地域で生活できるよう支援を行う「自立生活援助」の利用については、地域資源の少なさから微増が見込まれます。

施設入所支援については、これまでの施設入所者数を上回らないように微減を目標とし、施設入所が必要となる待機者の調整を行いながら、利用者も微減を見込みます。

令和4年度以降、市内でも日中サービス支援型のグループホーム（共同生活援助）のサービス提供が行なわれており、自立支援協議会と連携しながら利用者への適切な支援に努めます。

（年間合計を12で除した1ヶ月当たりの見込量）

サービス名	見込むもの	実績	見込量		
		R4	R6	R7	R8
自立生活援助	利用者数(人)	8	8	9	9
共同生活援助	利用者数(人)	202	208	215	221
施設入所支援	利用者数(人)	193	192	192	191

（注）施設入所支援の利用者数について

本計画の成果目標「福祉施設入所者の地域生活への移行」に記載の数値は、年度末時点での現入所者数（利用床数）である一方、上記見込量記載の数値は、年度内に施設入所を利用した人数です。1人が退所して空床となったところに1人が入所した場合、年度末時点の入所者（利用床数）は1ですが、年度中の利用者数は2と数えることになります。

そのため、成果目標と本頁の数値は一致していません。

(3) サービス確保の施策

地域における生活の定着を図るためには、障がい者自らによる地域生活スタイルの選択が重要となります。また、不安要素の軽減を図るためには生活体験等の事前準備は必要であり、「周囲の支援」、「地域の理解」も含め支援を進めることが重要となります。今後は以下の点により利用の促進及び障がい福祉サービスの資質向上を図ります。

- ・相談支援事業を活用し、早期の段階からの支援と、地域での定着が万全になるまでの支援を行います。
- ・定期的にモニタリングを行い、障がい者の自立支援策の向上を図ります。
- ・一人暮らしでも安心して生活できるよう自立生活援助を活用します。
- ・地域住民への理解と自治会等への啓発促進に努めます。
- ・身近なグループホームや宿泊型自立訓練等で宿泊体験を行い、地域移行を段階的に進めます。
- ・自立支援協議会をはじめとする関係機関と連携を密にし、上小圏域として必要な社会資源の整備を推進します。

4 相談支援事業

(1) サービスの概要

サービス名	サービス内容	対象者
計画相談支援	障がい福祉サービスの支給決定前からサービス等利用計画を作成し、支給決定後もサービス等の利用状況の検証を行い、各計画の見直しを行う。	障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用する全ての障がい者が対象。
地域移行支援	住居の確保等、地域生活に移行するために必要となる活動について相談と支援を行う。また、地域での生活のために障がい福祉サービス事業所等への同行支援も行う。	障がい者支援施設等に入所している障がい者、精神科病院に入院している精神障がい者が対象。
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対して、相談等を行う。	居宅において単身生活をする障がい者、家庭の状況等から家族の支援を受けられない障がい者が対象。

(2) サービスの見込量

新規利用者の計画相談をはじめ、既にサービス等利用計画のある方への計画相談支援の質の確保が求められています。

地域移行支援は、入所や入院をしている障がい者の計画的な地域移行に向けて見込み数を設定しています。また、地域定着支援は、地域生活支援拠点の機能充実に考慮し、見込量を設定します。

(年間合計を12で除した1ヶ月当たりの見込量)

サービス名	見込むもの	実績	見込量		
		R4	R6	R7	R8
計画相談支援	利用者数(人)	456	485	516	549
地域移行支援	利用者数(人)	3	4	7	10
地域定着支援	利用者数(人)	136	150	165	182

(3) サービス確保の施策

障がい福祉サービス等の利用者全員に、よりきめ細かく各々の障がい特性に合わせたサービス等利用計画の作成を実施します。

また、単身で地域生活を送る障がい者に対して、常時の連絡体制の整備が求められていることから、今後は以下の点により利用の促進及び障がい福祉サービスの資質向上を図ります。

- ・ 上小圏域市町村との連携により、相談支援事業者の設置を促進します。
- ・ 指定特定相談支援事業所等の実地指導を行い、相談支援事業者による計画相談支援サービスの質の確保と自立支援給付の支給の適正化を図ります。
- ・ サービスの利用計画の調整、作成、モニタリングにわたる一連の支援が継続的に提供されるよう、関係機関の連携を強化して、相談支援体制の整備やネットワークの構築に努めます。
- ・ 自立支援協議会をはじめとする関係機関と連携を密にし、上小圏域として必要な社会資源の整備を推進します。
- ・ 基幹相談支援センターを中核とした、サービス等利用計画の精査ときめの細かいサービス提供及び相談支援事業所（ケアマネジメント）連絡会の継続開催により、サービス等利用計画及び事業者の質の確保を図ります。
- ・ 地域移行支援と地域定着支援を担う一般相談支援事業所の確保を関係機関と連携して推進します。

5 障がい児支援

(1) サービスの概要

サービス名	サービス内容	対象児
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。	集団療育及び個別療育が必要と認められた障がい児
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要な児童に対して、児童発達支援及び治療を行う。	18歳未満の障がい児
放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、自立を促進するとともに、居場所づくりを行う。	小学1年生から高校3年生までの障がい児
保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、保育所等を訪問し、障がいの状況、集団での生活環境に応じて適切かつ効果的な支援を行う。	保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児
居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の発達支援を行う。	重度の障がい等の状態にあって外出することが著しく困難な障がい児
福祉型児童入所支援	入所施設において、在宅生活が困難な障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び自立生活に必要な知識や技能の付与を行う。	18歳未満の障がい児
医療型児童入所支援	入所施設において、医療的ケアを必要とする児童に対して、保護、日常生活の指導及び自立生活に必要な知識や技能の付与及び治療を行う。	18歳未満の障がい児
障害児相談支援	障害児支援利用計画を作成し、支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う。	障がい児支援の利用を希望する障がい児

(2) サービスの見込量

児童発達支援センターは、通所支援のほか、身近な地域の障がい児支援の拠点として、「地域にいる障がい児や家族への支援」、「地域の障がい児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施しており、今後も利用する障がい児の増加が予想されます。

障がい児の放課後支援は喫緊の課題であり、社会資源となる放課後等デイサービス事業所の確保や充実も必要であることから、増加を見込みます。

(年間合計を12で除した1ヶ月当たりの見込量)

サービス名	見込むもの	実績	見込量		
		R4	R6	R7	R8
児童発達支援	利用日数(人日分)	1,018	1,039	1,061	1,083
	利用児童数(人)	80	88	96	105
医療型児童発達支援	利用日数(人日分)	57	77	103	138
	利用児童数(人)	6	10	15	24
放課後等デイサービス	利用日数(人日分)	2,016	2,348	2,735	3,186
	利用児童数(人)	259	310	371	444
保育所等訪問支援	利用日数(人日分)	2	2	2	2
	利用児童数(人)	2	2	2	2
居宅訪問型 児童発達支援	利用日数(人日分)	0	1	2	3
	利用児童数(人)	0	1	2	3
福祉型児童入所支援	利用児童数(人)	0	1	2	1
医療型児童入所支援	利用児童数(人)	1	1	2	1
障害児相談支援	利用児童数(人)	110	123	137	153
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター	配置人数(人)	3	3	3	3

(3) 障がい児の子育て支援等のニーズを踏まえた提供体制の整備

児童発達支援センター等における地域支援を推進し、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図る必要があります。

(4) サービス確保の施策

① 児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の整備

障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけ、児童発達支援事業者等と緊密な連携を図り、重層的な障がい児支援の体制整備を図ります。

特に、市内にある 2 か所の児童発達支援センターの利用にあたっては、慢性的に飽和状態が続くことから、圏域の課題と捉え、利用が必要な障がい児が優先的に利用できるように、利用調整を引き続き実施します。

さらに、障がいがあっても保育所等の利用ができるように、保育所等訪問支援等の実施体制の充実を図ります。

② 子育て支援に係る施策との連携

障がい児支援の体制整備に当たっては、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援策との緊密な連携を図る必要があります。また、障がい児の早期発見・支援を進めるために、母子保健施策との緊密な連携を図るとともに、保育や子育て・子育て支援担当との連携を図ります。

③ 教育との連携

障がい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時における支援が円滑に移行されることを含め、学校、障がい児通所支援事業所、障がい福祉サービス提供事業所が緊密な連携を図るとともに、教育委員会部局との連携を推進します。

さらに、学齢児を対象とした放課後支援の充実を推進します。

④ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

医療的ケアが必要な障がい児に対する支援の基盤整備の強化を図ります。

さらに、退院後に安心して地域で生活することができるように、保健、福祉、医療、教育等の関係機関によるチームでの支援体制を整備する等、共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築を図るとともに、必要となる支援を調整するコーディネーターの配置を図ります。

なお、重度の障がい等の状態にあって、外出することが著しく困難な障がい児に、居宅を訪問して発達支援が提供できるように、関係機関と連携して支援体制の構築を図ります。

さらに、虐待を受けた障がい児に対しては、専門機関と連携し、状況に応じた療育や心理的ケアといった、きめ細かな支援を提供します。

第6章 地域生活支援事業の見込量

I 事業の概要

地域生活支援事業は、地域に暮らす障がいのある人が、その有する能力や適性に応じて、自立した日常生活を営み、社会参加を進めることができるよう、市町村が実施主体となって、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を行い、福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず、全ての方々が共に安心して暮らすことができる社会の実現を目的としています。

地 域 生 活 支 援 事 業		
必須事業	理解促進研修・啓発事業	・ 市民ふれあい広場 ・ 出前講座
	自発的活動支援事業	・ 当事者、家族会への支援
	相談支援事業	・ 上小圏域障害者総合支援センター ・ 基幹相談支援センター
	成年後見制度関係事業	・ 成年後見制度利用支援事業 ・ 成年後見制度法人後見支援事業
	意思疎通支援事業	・ 手話通訳・要約筆記者派遣事業 ・ 手話通訳者設置事業
	日常生活用具給付等事業	
	手話奉仕員養成研修事業	
	移動支援事業	
	地域活動支援センター事業	・ 市単独設置 ・ 圏域市町村共同設置
任意事業	日常生活支援事業	・ 訪問入浴支援事業 ・ 日中一時支援事業 ・ 地域で安心して暮すための安心生活支援事業
	社会参加支援事業	・ 奉仕員養成研修事業 ・ 点字・声の広報発行事業 等

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、感染防止のため対面接触の自粛など、行動に様々な制約を受けたことで、理解促進研修・啓発事業（市民ふれあい広場）など、実施を見合せた事業においては、今後の再開を推進してまいります。

2 理解促進研修・啓発事業

(1) サービスの概要

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

(2) サービスの見込み

障がいのある人と地域住民が、ふれあい、交流することで障がいへの理解を深めるイベント等を実施することにより、住民同士が互いに助け合う「共生」の意識を高めます。また、障がいに対する理解の促進を図るための体験会、研修会や出前講座の開催を見込みます。

サービス名	見込むもの	実績	見込み		
		R 4	R 6	R 7	R 8
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施

(3) サービス確保の施策

- ・地域共生社会に向けたイベント（うえだ市民ふれあい広場など）を開催します。
- ・自治会や小中学校など身近なところで、障がいに対する理解が進むよう研修会や出前講座、体験会などを開催します。
- ・障がいに対する理解を進めるため、広報紙を活用した啓発をします。
- ・市職員の障がいを理解するための職員研修を実施します。

3 自発的活動支援事業

(1) サービスの概要

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

(2) サービスの見込み

障がいのある人やその家族が互いの悩みを共有や、情報交換のできる交流会活動を支援します。

サービス名	見込むもの	実績	見込み		
		R 4	R 6	R 7	R 8
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施

(3) サービス確保の施策

- ・当事者団体が開催する研修会や交流会などへの支援

4 相談支援事業

(1) サービスの概要

障がいのある人やその介助者および保護者等からの相談に応じて、必要な情報の提供等の便宜を供与することや権利擁護のために必要な援助を行います。

事業名	事業内容
障害者(児)相談 支援事業	福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、専門機関の紹介（社会資源の活用）、社会生活を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助などを行う。
基幹相談 支援センター	地域における相談支援の中核的な機関で、総合的な相談のほか、サービス等利用計画の調整、アドバイス、また、地域生活支援事業におけるサービス等利用計画の作成、困難ケースへの対応、地域の相談支援事業者間の調整や支援、障がいのある人に対する虐待の防止・対応、権利擁護などの役割を担う。
市町村相談支援 機能強化事業	専門職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置し、市町村の相談支援事業の強化を行う。現在、上小圏域の4市町村合同で、障害者総合支援センターで実施している。

(2) サービスの見込み

上小圏域市町村の相談支援体制に対する考えに則し、引き続き相談支援事業所の実施箇所の増加と基幹相談支援センターの機能強化を見込んでいます。

(各年度の見込み)

サービス名	見込むもの	実績	見込み			
		R 4	R 6	R 7	R 8	
障害者相談支援事業	相談支援事業所の数	30 事業所	33 事業所	36 事業所	40 事業所	
基幹相談支援センター	設置の有無	設置	設置	設置	設置	
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	

(3) サービス確保の施策

- ・上小圏域市町村と連携し、相談支援事業所の登録及び設置の促進を図ります。
- ・障がいのある人からの相談に対して、専門のコーディネーターが24時間ワンストップで応じられる体制や情報提供体制の充実を図ります。
- ・相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくり（地域内ネットワーク）に関し、中核的な役割を担う自立支援協議会を中心に協議・調整を行います。
- ・相談支援事業は上小圏域市町村による共同事業として実施し、上小圏域基幹相談支援センターへ引き続き委託を行います。
- ・上小圏域障害者総合支援センターでの「生活・就労・障がい福祉サービス利用等の総合的な相談事業(情報提供、各種支援施策に関する助言・指導等)」を引き続き行います。
- ・障がい等、同じ背景を持つ人同士が対等の立場で互いの話を聞き、受け入れあうことで、自立のための情報共有や精神的に支え合うことを目指す「ピアカウンセリング」を推進するとともに、普及啓発を行います。

5 成年後見制度関係事業

(1) サービスの概要

障がい福祉サービス利用の観点から、成年後見制度の利用が有用であると認められる判断能力が十分でない障がいのある人に対して、利用支援にかかる事業を行い、権利擁護を図ります。

また、地域で暮らす障がいのある人を取り巻く環境の変化に伴い、法人後見等の業務を担う「上小圏域成年後見支援センター」の果たす役割の重要性がますます高まっていることから、支援事業を通じて、今後活躍が期待される市民後見人の活用を含めた法人後見の活動の安定的な実施を図ります。

＜上小圏域成年後見支援センターでの業務内容＞

- ・成年後見制度の普及、啓発活動 ・制度利用に関する相談、アドバイス
- ・専門知識との連携による制度利用の促進 ・申し立て申請手続き支援
- ・法人後見人の受任 ・市民後見人の養成 など

事業名	事業内容
成年後見制度 利用支援事業	・知的及び精神障がいのために判断能力が十分でない方で、費用負担が困難なことなどから制度利用が進まない方の支援のため、成年後見制度の申立てに要する経費（申立手数料、鑑定費用等）及び後見人等への報酬の全部または一部を助成。 ・身寄りがいないなどで申立てを行うことが困難な場合に市長が代わって申立てを行う。
成年後見制度 法人後見支援事業	・成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する。

(2) サービスの見込量

障がいのある人本人及び家族等の介助者の高齢化等により、今後の需要と必要性は増加が見込まれます。成年後見制度や市民後見人の必要性を普及啓発する講演会等の開催を見込みます。

（各年度の見込量）

サービス名	見込むもの	実績	見込量		
		R 4	R 6	R 7	R 8
成年後見制度 利用支援事業	利用見込件数	3 人	4 人	5 人	6 人
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施
市民後見人養成講座	講演受講者数	未実施	200 人	200 人	200 人

(3) サービス確保の施策

- ・判断能力の不十分な人々の権利を保護するために、成年後見制度の啓発活動や制度を活用するための支援体制を確保します。
- ・サービスを必要とする人が適切に利用できるように情報提供を行います。
- ・新たな担い手としての市民後見人の確保に向け、関係機関と連携し、周知を図ります。
- ・中核機関及び地域連携ネットワーク協議会を設置し、権利擁護の地域連携ネットワークづくりを推進します。

6 意思疎通支援事業

(1) サービスの概要

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることが困難な人の支援のため、また、合理的な配慮の観点から、意思疎通を仲介する手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音声訳等による支援事業などを行い、意思疎通の円滑化を図ります。

事業名	事業内容
手話通訳者等設置 及び派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいにより意思疎通を図ることが困難な人のため、市の窓口到手話通訳者を設置するほか、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行う。

(2) サービスの見込量

令和2年7月に「うえだ手話言語・情報コミュニケーション条例」が施行され、市が主催する各種行事においても手話通訳を行う機会が増え、今後も件数は増加することが見込まれます。

(各年度の見込量)

サービス名	見込むもの	実績	見込量		
		R 4	R 6	R 7	R 8
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	利用見込件数	350 件	399 件	454 件	518 件
手話通訳者 設置事業	実設置見込者数	2 人	2 人	2 人	2 人

(3) サービス確保の施策

- ・サービスを必要とする障がいのある人が適切に利用できるよう情報提供を行います。
- ・緊急時の対応や社会参加の促進等、意思疎通の円滑化を図るために、手話通訳者や要約筆者等の登録確保を進め派遣を行います。また、各種相談に対応するため、市役所の担当部署に手話通訳者を設置します。
- ・市が主催する各種行事において、手話通訳を行うなど合理的配慮を推進します。

7 手話奉仕員養成研修事業

(1) サービスの概要

意思疎通を図ることが困難な人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した方を養成します。

事業名	事業内容
手話奉仕員 養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する。

(2) サービスの見込量

入門講座と基礎講座を 2 年間のカリキュラムで実施し、さらにレベルアップ講座を毎年開催しています。

(各年度の見込量)

サービス名	見込むもの	実績	見込量		
		R 4	R 6	R 7	R 8
手話奉仕員 養成研修事業	実養成講習修了見込者数	2 人	2 人	2 人	2 人

(3) サービス確保の施策

- ・手話奉仕員養成講座の周知を行い、参加者の増加を図ります。
- ・県主催の指導員講習会への参加により指導員のレベルアップを図ります。

8 日常生活用具給付等事業

(I) サービスの概要

重度障がいのある人に対して、日常生活の便宜を図るために自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

給付は、各用具で定められている障がい部位や手帳等級等の要件を満たす方に対して、定められた範囲内で行われます。

事業名	事業内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練椅子（障がい児のみ）、訓練用ベッド（障がい児のみ）などの給付。
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、Ｔ字状・棒状杖、歩行支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障がい者用屋内信号装置などの給付。
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、吸入器、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計、盲人用体重計、パルスオキシメーターの給付。
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用活字文書読上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器、盲人用時計、盲人用血圧計、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、人工喉頭、点字図書、視覚障がい者・上肢障がい者用パソコン周辺機器、人工内耳、人工鼻の給付。
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器の給付。
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作補助用具、住宅改修費の給付。

(2) サービスの見込量

日常生活用具給付事業で取り扱う品目は多種多様であり、耐用年数等の関係から利用実績等にばらつきがありますが、用具全体として増加を見込みます。

(各年度の見込量)

サービス名	見込むもの	実績	見込量		
		R 4	R 6	R 7	R 8
介護・訓練支援用具	給付等見込件数	10	15	23	34
自立生活支援用具	給付等見込件数	13	13	13	13
在宅療養等支援用具	給付等見込件数	69	77	85	94
情報・意思疎通 支援用具	給付等見込件数	15	18	22	27
排泄管理支援用具 (ストマ装具・紙おむつ等)	給付等見込件数	4,085	4,201	4,321	4,444
住宅改修費	給付等見込件数	4	4	5	5

(3) サービス確保の施策

- ・サービスを必要とする障がいのある人が適切に利用できるよう情報提供を行います。
- ・新たな用具の追加、開発や更新にも対応するなど、ニーズを的確に把握し、必要性等に応じた柔軟な対応を図ります。
- ・膀胱・直腸機能障がいのある人が使用する排泄管理支援用具（ストマ用装具）給付については、使用頻度が高いことを考慮し、引き続き低所得者層の利用者負担の軽減を行います。
- ・サービス利用者負担割合

品目	世帯区分	負担割合	備考
ストマ装具のみ	課税世帯	10%	(※対象外あり)
	課税世帯	5%	(所得税非課税)
	非課税・生活保護世帯	0%	
その他の用具	課税世帯	10%	(※対象外あり)
	非課税・生活保護世帯	0%	

※障がいのある人本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合

(本人又は世帯員のうち市民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合)
には、日常生活用具給付の支給対象外とします。

9 移動支援事業

(1) サービスの概要

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行い、地域での自立生活及び社会参加を促進します。

事業名	事業内容
移動支援事業	単独での移動以外にも、障がいのある人がグループで移動する機会が持てるようにグループ支援を行う。 身体介護を要する重度障がいのある人にも外出の機会を提供するため、身体介護を伴う支援を行う。

(2) サービスの見込量

障がい児の利用が多く、今後も、療育支援や家庭支援の観点から増加が予想されますが、利用者の一部は、障がい福祉サービスの同行援護、行動援護等に移行することを見込み、同推移となることを見込みます。

(各年度の見込量)

サービス名	見込むもの	実績	見込量		
		R 4	R 6	R 7	R 8
移動支援事業	利用見込者数	152 人	154 人	154 人	154 人
	実利用 見込時間	25,299 時間	25,000 時間	25,000 時間	25,000 時間

(3) サービス確保の施策

- ・在宅生活者の移動支援を行うことにより、自立生活及び社会参加の促進を図るとともに、利用形態に応じて多様な対応ができるように、サービス提供者の確保と提供体制の充実を図ります。
- ・利用者自身が自らの障がいの状況等に合った事業所を選択できるように、事業所の情報提供の充実を図ります。
- ・福祉有償運送事業等移送手段システムとの連携により、利用しやすい提供体制を整備します。
- ・サービス利用者負担

世帯区分	負担割合
課税世帯	5 %
非課税世帯・生活保護世帯	0 %

※移送の手段となる福祉有償運送利用等については別途費用が生じます。

10 地域活動支援センター事業

(1) サービスの概要

障がいのある人の日中活動の場として、創作的活動や生産活動への参加する機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供を行う地域活動支援センターを設置します。

事業名	事業内容
地域活動 支援センター事業	創作的活動または生産的活動の機会の提供（各種講座やプログラムの実施）、相談支援事業、ボランティア育成や就労支援、障がい理解の普及啓発（講演会開催等）、地域交流等を行う。

(2) サービスの見込量

段階を踏んで日中活動系サービスへ移行する精神障がいや発達障がいのある方が多いことから、存続する事業所における一定の利用者を見込んでいます。

（各年度の見込量）

サービス名	見込むもの	実績	見込量		
		R 4	R 6	R 7	R 8
地域活動 支援センター事業	実施見込箇所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
	実利用見込者数	262 人	270 人	270 人	270 人

(3) サービス確保の施策

- 今後も利用者の障がい特性と生活リズムに対応した場の確保は必要であり、「ひきこもり」者の社会参加へのステップアップを図る場としても必要となることから、引き続き活用できる施設の確保を進めます。
- 当事者が運営に携わり、ピアサポートを行うことができる体制の確保を図ります。

施設名	運営主体	形態	主な利用者
地域活動支援センター オアシス 千曲	(医) 友愛会	共同 補助	精神障がいのある人
地域活動支援センター 山びこの 家	(特非) なごみの会	補助	精神障がいのある人
地域活動支援センター カナン	(特非) カナン	補助	精神障がいのある人

1-1 訪問入浴サービス事業

(1) サービスの概要

地域における重度身体障がいのある人の日常生活を支援するため、訪問による居宅入浴サービスを提供し、重度身体障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

事業名	事業内容
訪問入浴サービス事業	給湯装置付き巡回入浴車を派遣し、居室に浴槽を搬入したうえ、入浴サービスを行う。

(2) サービスの見込量

実績から増加傾向にあるため、今後も増加すると見込みます。

(各年度の見込量)

サービス名	見込むもの	実績	見込量		
		R4	R6	R7	R8
訪問入浴サービス事業	実施見込箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
	実利用見込者数	18人	19人	20人	20人

(3) サービス確保の施策

- ・利用者が不便なく利用選択ができるよう、提供事業所の確保に努めます。
- ・重度身体障がいのある人及び世帯の状況等を把握しながら、適正なサービス提供を図ります。
- ・サービスを必要とする重度身体障がいのある人が適切に利用できるように情報提供を行います。
- ・サービス利用者負担

利用区分	世帯区分	利用者負担割合
「週2回以内の利用」	世帯構成不問	0%
「週3回以上の利用」	課税世帯	10%
	非課税世帯	5%
	生活保護世帯	0%

1.2 日中一時支援事業

(1) サービスの概要

障がいのある人の日中における活動の場を確保することにより、障がいのある人の家族の就労を支援するとともに、障がいのある人を日常的に介護している家族等の一時的な休息を図ります。

事業名	事業内容
日中一時支援事業	活動の場を提供し、見守り又は社会に適応するための日常的な訓練を行う。また、必要に応じて事業所までの送迎や食事を提供する。

(2) サービスの見込量

放課後等デイサービスの利用も進むことが予想されますが、今後も同推移と見込みます。

(各年度の見込量)

サービス名	見込むもの	実績	見込量		
		R 4	R 6	R 7	R 8
日中一時支援事業	利用見込者数	48 人	48 人	48 人	48 人
	利用見込時間数	736 時間	900 時間	900 時間	900 時間

(3) サービス確保の施策

- ・サービスを必要とする障がいのある人が適切に利用できるように情報提供を行います。
- ・利用者のニーズに応えられるようにサービス提供事業所の拡充を図ります。
- ・同様のサービスを提供する目的で実施されている心身障害児（者）タイムケア事業（長野県の補助事業）との調整を図ります。
- ・サービス利用者負担

世帯区分	利用者負担割合
課税世帯	5 %
非課税世帯・生活保護世帯	0 %

1.3 地域で安心して暮らすための安心生活支援事業

(地域移行のための安心生活支援事業)

(1) サービスの概要

地域生活支援拠点の一環として、緊急ショートステイ事業を行い、障がいのある人が地域で安心して暮らすための支援体制の充実を図ります。なお、この事業は上小圏域4市町村の共同事業として実施します。

事業名	事業内容
緊急ショートステイ事業	地域生活における安心、安全の確保を図るため、介護者が疾病等により不在となり、障がいのある人が居宅で介護が受けられなくなった場合に、あらかじめ緊急受入先として確保した短期入所施設において、円滑に受け入れ、適切な介護を提供する。

(2) サービスの見込量

地域で暮らす障がいのある人が、緊急時にも安心できるよう、地域生活支援拠点の充実を見込みます。

サービス名	見込むもの	実績	見込量		
		R4	R6	R7	R8
緊急ショートステイ事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施

(3) サービス確保の施策

- ・上小圏域の社会福祉法人等と連携し緊急時に受入可能な一床を常時確保するとともに、障がい特性や医療に関する事項等、利用者に関する事項について確実に受入施設が把握できるように、地域定着支援台帳の整備を行います。
- ・緊急事態が起こらぬように、日頃から関係機関と連携し適切な支援を実施します。
- ・中核的な役割を担う自立支援協議会を中心に協議・調整を行います。

1.4 社会参加支援事業

(1) サービスの概要

障がいのある人の社会参加を促進するため、下記事業を行います。

事業名	事業内容
レクリエーション活動等支援事業	障がいのある人の体力増進と交流促進を図るため、スポーツ・レクリエーション教室を開催
芸術・文化講座開催等事業	障がいのある人の芸術文化の振興と創作意欲を助長するため、各種教室を開催
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がいのある人に対して、点訳・音訳による広報紙（広報うえだ、市議会だより、社協うえだ）を発行し、情報提供を行う。
奉仕員養成研修事業	ボランティア育成のため、点訳奉仕員・朗読奉仕員等の養成講座を開催

(2) サービスの見込量

今後も定期的な活動と事業の周知を行いますが、利用者の大幅な増加が見込まれないため、同推移を見込みます。

（各年度の見込量）

サービス名	見込むもの	実績	見込量			
		R 4	R 6	R 7	R 8	
レクリエーション活動等支援事業	回数／年	1	1	1	1	
芸術・文化講座開催等事業	回数／年	1	1	1	1	
点字・声の広報等発行事業	利用者数	55	51	51	51	
点訳奉仕員等養成研修事業	受講者数	2	2	2	2	

(3) サービス確保の施策

- ・サービスを必要とする障がいのある人が適切に利用できるように情報提供に努めます。
- ・社会参加による生きがいつくりと、余暇活動支援及び情報提供体制の整備とボランティアの育成による地域福祉の推進を図るための施策を行います。

第2編

資料編

I 諮問と答申

【諮問】

5 障第 196 号

令和 5 年 5 月 15 日

上田市障害者施策審議会

会長 橋詰 正 様

上田市長 土屋 陽一

第 7 期上田市障がい福祉計画及び第 3 期上田市障がい児福祉計画の
策定について（諮問）

障がいの有無に関わらず、全ての市民は、一人ひとりが主権者であるとともに、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されなければなりません。そのために、優しさと思いやりにあふれ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、市民が主体的に相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現が求められています。

上田市では、「第 3 次上田市障害者基本計画」を定め、この基本計画の実施計画的な位置づけとして、令和 2 年度に「第 6 期上田市障がい福祉計画」及び「第 2 期上田市障がい児福祉計画」、2 つの福祉計画を策定し、障害福祉サービス等が円滑に提供されるための体制整備を計画的に推進しております。

これら 2 つの福祉計画は、令和 5 年度が最終年度となっています。

つきましては、これらの計画の検証及び障がいのある人を取り巻く社会情勢の変化及び法制度の改正並びに国の基本的な指針を踏まえ、引き続き上田市における障がいのある人の自立及び社会参加の支援などを総合的かつ計画的に推進を図るため、「第 7 期上田市障がい福祉計画」及び「第 3 期上田市障がい児福祉計画」について、諮問します。

【答申】

令和6年 月 日

上田市長 土屋 陽一 様

上田市障害者施策審議会
会長 橋詰 正

第7期上田市障がい福祉計画及び第3期上田市障がい児福祉計画の策定について（答申）

[illegible]

2 計画策定の経過

計画策定に当たっては、障がいのある人はもとより、関係機関、関係団体等からなる審議会にて諮るとともに、健常者・障がい者双方を対象とした意向調査やパブリックコメントの実施により市民参画を図りました。

年月日	会議等	内容
令和4年11月	意向調査	
令和5年5月15日	第1回上田市障害者施策審議会	諮問、現行計画の評価検証
令和5年9月20日	第2回上田市障害者施策審議会	計画の概要説明・素案検討
令和6年1月～2月	市民意見募集	広報うえだ1月号
令和6年2月●日	第3回上田市障害者施策審議会	計画内容の検討、承認
令和6年3月	答申	計画案の答申

3 上田市障害者施策審議会 委員名簿

50音順・敬称略

氏名	所属団体	備考
青木 治樹	医療法人清泰会 そよかぜ病院	
飯島 直子	上小山びこ会	
遠藤 謙二	上田市医師会	
遠藤 良和	上小地区障がい児者施設連絡協議会	
小林 功子	上田市肢体不自由児者父母の会	
斉藤 ゆかり	社会福祉法人 樅の木福祉会	
鈴木 敏之	上田公共職業安定所	
高木 津留子	特定非営利活動法人 上田市身体障害者福祉協会	
中島 豊	有識者	
中村 栄孝	社会福祉法人 上田市社会福祉協議会	
橋詰 正	上小圏域障害者総合支援センター	会長
波多 裕之	長野県上田養護学校	
古川 友枝	上田市民生委員・児童委員協議会	
吉池 美智恵	上田市手をつなぐ育成会	
和田 芳則		公募

第7期上田市障がい福祉計画・第3期上田市障がい児福祉計画

編集・発行 上田市 福祉部 障がい者支援課

住 所 〒386-8601 上田市大手 1-11-16

電 話 0268-23-5158（直通）

F A X 0268-24-9423

電子メール shogaisien@city.ueda.nagano.jp